

給与計算システム ペイ・ワークス
令和6年4月からの雇用保険料率についてのお知らせ

拝啓

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より給与計算システムをご利用いただき、誠にありがとうございます。

先般ご存知のこととは思いますが、令和6年4月1日からの雇用保険料率につきまして、令和5年度と同率となることが決定されました。

敬具

記

■ 雇用保険料率について

令和6年4月1日より、失業等給付等の保険料率は、被保険者負担、事業主負担ともに令和5年度と変わらず、引き続き6/1,000です。（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000です。）。

令和6年4月

事業の種類	被保険者	事業主	保険料率
一般の事業	6.0/1000	9.5/1000	15.5/1000
農林水産・清酒製造事業	7.0/1000	10.5/1000	17.5/1000
建設の事業	7.0/1000	11.5/1000	18.5/1000

<https://www.mhlw.go.jp/content/001211914.pdf>（厚生労働省）

■ 操作手順について

令和6年4月からの雇用保険料については、令和5年度の料率と同率であるため、料率の設定変更の作業は発生しません。

以上、ご不明な点がございましたら、弊社サポートセンターまでご連絡下さい。

京葉システムサポートセンター

043-246-2380 9:00~17:30（平日）

メールでのお問い合わせ：support@keiyo-system.co.jp

以上